

事務連絡
令和元年5月14日

各都道府県 }
政令市 } 大気環境担当者 殿

環境省水・大気環境局
大気環境課
自動車環境対策課

大気中微小粒子状物質（PM2.5）成分測定マニュアルに係る
目標検出下限値の達成状況について

大気環境行政の推進につきましては、平素より御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

微小粒子状物質（以下「PM2.5」という。）の成分分析の実施については、平成22年3月31日に改正した「大気汚染防止法第22条の規定に基づく大気汚染の状況の常時監視に関する事務の処理基準について（平成13年5月21日環管大第177号、環管自第75号）」に基づき、「微小粒子状物質（PM2.5）の成分分析ガイドライン（平成23年7月29日環水大大発110729001号）」を策定し、大気中微小粒子状物質（PM2.5）成分測定マニュアル（以下「成分測定マニュアル」という。）に基づいて実施することとしています。

環境省では、「微小粒子状物質（PM2.5）成分分析における精度管理の目標について（通知）」（平成29年4月18日環水大大発1704172号、環水大自発1704181号）において、成分測定マニュアルの精度管理における目標検出下限値を設定しており、今般、その設定による精度向上の効果を検証したので、別紙のとおりお知らせします。

引き続き、都道府県及び政令市においては、PM2.5の成分分析に係る精度向上に努め、その実施に万全を期されるようお願い申し上げます。

問合せ先
環境省水・大気環境局大気環境課
担当：上尾・工藤・山田
TEL：03-5521-8294
E-MAIL：CHOSA_TAIKI@env.go.jp